



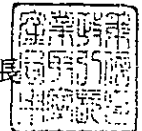
通商産業省

7 取 信 第 1 5 号

平成7年11月24日

北海道通商産業局商工部消費経済課長 殿

通商産業省産業政策局取引信用室長



前払式特定取引（友の会 I）標準契約約款の改正について

上記の件について、別添のとおり通知しましたので、関係事業者あて周知方よろしく
お願いします。



通商産業省

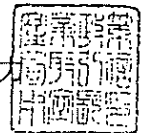
7 取 信 第 1 5 号

平成7年11月24日

日本割賦保証株式会社

代表取締役 水野上 晃 章 殿

通商産業省産業政策局取引信用室長 半田



前払式特定取引（友の会 I）標準契約約款の改正について

平成7年10月31日付けをもって申出のありました上記の件については、通商産業省令に定める基準に適合しており、改正して差し支えないものと認められます。

つきましては、関係事業者に対し本標準契約約款に基づき契約約款を定めるよう、周知方よろしくお願ひします。

平成7年10月31日

通商産業省産業政策局

取引信用室長 半田 力 殿

日本割賦保証株式会社

代表取締役 水野上 晃章



前払式特定取引（友の会 I）標準契約約款の改正案について

現行の標準契約約款については、前払式特定取引が割賦販売法の対象となった際制定されたものであり、表現ぶりや項目が取引実態に合わないものとなっており、消費者にとりより明確な内容が求められております。このため、業界内では適宜対応を行ってきたところでありますが、今般の規制緩和推進計画に基づき、利用範囲の拡大等友の会事業の新展開に沿った標準契約約款の改正が必要であると考えます。

つきましては、かかる観点から、業界として別添の標準契約約款改正案（親会社が百貨店等の友の会（後払併用型友の会を除く。））を取り纏めましたので、ご点検方ご依頼申し上げます。

前払式特定取引（友の会Ⅰ）標準契約約款改正案

注：友の会Ⅰとは、親会社が百貨店等の友の会（後払併用型友の会を除く）をいう。

〇〇〇友の会の契約約款<会則>を充分お読みいただいた上お申し込みください。

※赤字・赤枠で印刷のこと

入会者は、本契約約款<会則>を受領した日を含む8日間は、第1条に規定する「友の会会社」宛に書面にて通知することによりこの入会の撤回を行うことができ、その効果は書面（ハガキ、封書）を発送した時から生じます。

この場合、既にお支払いされている予約金等は遅滞なく全額をお返しします。

※1.赤字・赤枠で印刷のこと

2.募集行為が訪問・メール形態で行う場合は、必ず明記すること。

〇〇〇友の会の契約約款<会則> 株式会社〇〇〇友の会

第1条 名称等

本会の名称は〇〇〇友の会と称します。本会は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地所在の株式会社〇〇〇友の会が運営します。

第2条 目的

本会は、㈱〇〇〇（注：百貨店又は企業グループ名）をご愛顧くださる会員によって組織され、お買物等の便宜と会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第3条 特典

- (1) 会員はボーナス券等の特典を受けられるほか、随時、本会が企画する各種催物にも参加できます。
- (2) 本会の特典を受けられる会員は、毎月継続して積立金<会費>をお払い込みの会員に限ります。

第4条 入会、積立方法及び領収書<受領書>の発行

(1) 本会へ入会ご希望のお客様は入会申込書に、予約金として一回分の積立金<会費>相当額を添えてお申し込みいただき、本会が入会を認めたときに入会並びに契約成立とします。

(2) 契約成立とともに、予約金は第1回分の積立金<会費>とし、契約金額から第1回分を除いた残高については、下表に記載されている内容に基づき本会へお支払いください。

なお、積立途中でのコース変更及び1口の契約金額の変更はできません。

コース名	1口の契約金額	毎月の積立金<会費>	積立の期間及び回数	払い込み方法	払い込み期限
ボーナスコース	×××× 円	××× 円	1ヶ年12回	当会窓口持参、銀行・郵便局等へ振込又は預	毎月末日まで
〇〇〇〇コース	×××× 円	××× 円	1ヶ年12回	金口座自動振替	

(3) お支払いされた積立金<会費>については、所定の領収書を積立金<会費>お支払いの都度発行します。銀行又は郵便局ご利用の場合は、その領収書又は通帳記帳をもってかえさせていただきます。領収書は、お買物券<又はお買物カード>をお渡しするまで保管願います。

第5条 会員証

(1) 契約成立とともに会員になられた方には会員証をお渡します。

なお、退会の際は、会員証をご返却ください。

(2) 会員証の紛失、破損の場合には申出により、所定の手続きにより、会員証を再発行いたします。その場合、再発行1件につき〇〇〇円（消費税別）の手数料をいただきます。

第6条 住所変更等の届出

入会の際に届け出た住所、氏名、預金口座等についてご変更があった場合は、速やかに本会まで届け出てください。

この届出が無い場合には、本会への届出済みの内容に従って本会が発した通知は、会員に到達したものとみなします。

第7条 積立金<会費>完納とお買物券<又はお買物カード>のお渡し等

(1) 積立金<会費>の完納は、契約金額を積立期間の最終月まで毎月継続して払い込みになることを言い、満期は、最終の払い込み期限とします。

(2) 本会は契約約款<会則>による積立金<会費>完納及び満期後

(イ) ボーナスコースの場合、××××円にボーナス××××円を加えた合計××××円相当のお買物券

<又はお買物カード>をお渡しします。

※《商品券を取扱う場合は、なお書を挿入する》

なお、㈱〇〇発行の商品券に引換えを希望する場合は、×××円相当の商品券にお引換えします。

(ロ) 〇〇〇〇コースの場合、××××円相当のお買物券<又はお買物カード>をお渡しし、〇〇〇〇

(注：観劇の場合は所定の日に観劇)にご招致します。

(3) お買物券<又はお買物カード>は、積立金<会費>完納及び満期後1ヶ月以内の一定日以後に所定の手続き(会員証の提示及び満期のご案内等)により、友の会窓口にてお渡しします。

なお、お渡ししたお買物券<又はお買物カード>は他人への譲渡は出来ません。

また、商品等にお引換えするまで盗難、紛失等には充分ご注意の上大切に保管してください。万一災害等の場合は、その理由が正当かつ妥当なものと認められる場合に限り、所定の手続きと期間をもって再発行を承ります。

第8条 商品引換え等

お買物券<又はお買物カード>と会員証をご提示頂ければ、㈱〇〇〇(注：百貨店又は企業グループ名)における取扱い商品等のうち、お買物券<又はお買物カード>の記載金額に相当する商品等とお引換えします。

但し、次の商品等のご利用除外となります。

※利用除外となる主要なもの(商品及び役務サービス)を列記し、詳細は相談窓口にお問い合わせいただく旨明記。

※《商品券を取扱う場合であって、引換えの比率が100%以外の場合は、なお書を挿入する》

) なお、㈱〇〇発行の商品券へのお引換えの場合は、お買物券の記載金額の〇%相当の商品券とのお引換えとなります。

第9条 退会等

本会は以下の(1)及び(2)の理由をもって退会することとし、また、(3)の理由に該当する場合は、退会又は本会の特典を受ける権利を喪失させていただく場合があります。

(1) 会員からの申し出による積立期間満了前に解約する場合

(2) 本会の責に帰すべき事由によって、入会の目的を達することが不可能になった場合

(3) 第2回以降の積立金<会費>のお払い込みについて、本会の定める期間(払い込み期日より1ヶ月)を超えて遅滞されたため、本会から20日以上相当の期間を定めて、そのお払い込みを書面にてご催告したにも拘らず、その期間内にお払い込みがなかった場合

第10条 退会に伴う積立金<会費>の精算

(1) 会員が前条(1)及び(3)の理由をもって退会された場合、ご退会の日から60日以内に、会員の選択により既にお払い込みの積立金<会費>に相当する額のお買物券<又はお買物カード>又は現金を本会から受領することができます。

なお、既にお払い込みの積立金<会費>相当額を請求する権利は、その事由が生じた時から5年間請求がない場合には消滅します。

(2) 会員が前条(2)の理由をもって退会された場合、遅滞なく、既にお払い込みの積立金<会費>及びその金額に法定利率を乗じた額の合計額を本会から受領することができます。

第11条 営業地域

本会の営業地域は次のとおりとします。

※例：①・・・県を除く全国、②〇〇県××県及び△△県

第12条 友の会に関するご相談窓口

本会に関するお問合せ、苦情等をご入会された友の会窓口又は友の会会社事務所に承ります。

株式会社〇〇〇友の会事務所 TEL 〇〇〇〇-〇〇〇〇

許可番号、通商産業大臣許可、友第〇〇〇〇号

この契約約款<会則>は、〇年〇月〇日から適用します。